

## 5 計画の期間

5 年間（平成 17 年度～平成 21 年度）としますが、社会経済情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応していきます。

### 活力と生きがいに満ちた西東京市の教育を築く施策・事業

変化の激しい現代社会の動きに対し、的確かつ柔軟で迅速に対応していくために、学校、地域、行政が一体となった、活力ある西東京市の教育を築いていく必要があります。

そのためには、学校、家庭、地域、職場で、また個々の生活の中で、協働してさまざまな施策・事業の推進を図っていくことが重要となります。言い換えれば、全てを行政が行うのではなく、市民一人ひとりがそれぞれの役割意識を持って、真の市民参加を目指した活動の展開を進めていくということです。

学校教育においては、各学校で実施されている確かな学力の育成、豊かな心の育成、特色ある学校づくりの推進、心身障害教育の充実、学校経営の改革、学習環境等の整備などを図り、一人ひとりが輝く、活力ある学校づくりを目指します。

生涯学習においては、さまざまな分野にわたる学習や活動が相互に連携し合い、学びを支える社会教育の充実、学習・文化（文化財の保護を含む）やスポーツ活動を支える基盤整備、青少年・家庭教育への支援など、人間性を豊かに、生きがいに満ちた地域づくりを目指します。

#### 1 一人ひとりが輝き、活力ある学校づくり

児童・生徒の多様化や少子化が進展する中で、21世紀に活躍する西東京市の子どもたちの知性や感性を磨き、個性を尊重する指導を展開していきます。学習指導要領の基本的なねらいである「生きる力」を育むことや、課題解決能力を身に付けるために基礎的な学力の定着を図り、子どもたちの自主性や自律性を高めます。また、特色ある活気に満ちた学校づくりを進めることを通して自信や誇りを持たせると共に、総合的な学習の時間を一層充実させることによって、自ら学び、考える力等の育成を図り、市民の期待に応えていきます。

#### 〔1〕 確かな学力の育成

教育改革の大きな柱の一つである「確かな学力」の向上に向けて、各学校が児童・生徒、学校、地域の実態を踏まえ、創意工夫して取り組めるよう支援を図っていきます。

##### (1) きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着

読み、書き、計算等をはじめとする、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ります。また、反復学習や予習や復習の重要性についての教員の意識を高めると共に、家庭学習の励行について保護者の理解を求めていきます。

##### (2) 少人数指導、習熟度別指導の充実と拡大推進

少人数指導・習熟度別指導・ティームティーチング（T.T）により、個に応じた指導の充実と拡大を図ります。

### (3) 小学校高学年における教科担任制等の検討

高学年を中心に、教科担任制や交換授業等の導入と拡大を図り、わかる授業づくりに努めます。

### (4) 中学校選択教科の充実

中学校の選択教科を充実させ、補足的な学習や発展的な学習を行い、個に応じた指導を図る機会とします。

### (5) 外部講師の積極的活用

ゲストティーチャー、アシスタントティーチャー、学生ボランティア等の教育ボランティアを積極的に活用し、専門性の高い指導に触れさせることにより、児童・生徒の学習に対する興味・関心・意欲を高め、主体的な学習態度の育成に役立てます。そのために武蔵野大学、多摩地区 14 大学の協力による学生ボランティアの拡充を図ります。

### (6) 個に応じた指導法の工夫・改善

東京都教育委員会が実施する学力向上を図るための調査を基に、基礎的・基本的な学習内容の定着度を把握し、個に応じた指導法の工夫や改善を図ります。

## 〔 2 〕 豊かな心の育成

子どもたちが人間性豊かな心を育み、社会を支える国民・西東京市の市民として、社会生活における基本的ルールを身に付け、社会の変化に対応できる力が蓄えられるように学習の機会を充実させます。

また、地域や自国の文化・伝統に触れる機会を充実させ、その理解を深め、地域社会や国際社会において日本人としての誇りを持って主体的に生きる精神を養います。

### (1) 人権教育の推進

児童の権利に関する条約などについて正しい理解の徹底を図り、現在実施している「人権の花」「人権作文」などの具体的な取組をはじめとする人権教育を推進し、暴力行為やいじめなどの問題の解決に努めると共に、思いやりの心を育む教育を推進します。

### (2) 生命尊重の教育の推進

道徳教育や性教育等を通して自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのため、西東京市獣医師会との連携や、学校農園の活動を通じて、生命を大切にすることを育む活動を、より一層進めていきます。

### (3) 道徳教育の充実

道徳の時間の時数を確保し副読本の活用等により、全教育活動での道徳教育の一層の充実を図ります。さらに、全校での道徳授業地区公開講座を継続実施する中で、保護者・地域の理解・協力を得ていきます。

### (4) 生き方教育の充実

小・中学校を通して計画的な進路指導の一層の充実に努めます。特に、小学校においては、地域の職業人との交流等、中学校においては、地域の企業の協力による職業体験等を通して、望ましい職業観・勤労観を養います。

### (5) 読書活動の充実

「朝の 10 分間読書」のように、読書の習慣化を図ることで、集中力を養うほかに、読書の楽しさを味わい、将来への夢を抱く機会となるよう、情操教育の一貫として読書活動の活

性化を推進していきます。

また、学校図書館・公立図書館間の蔵書検索機能など、ネットワークを活用した読書活動の充実を図ります。

#### (6) 健康教育の充実

知育・徳育・体育に加え、近年は「食」も注目されるようになり、生涯にわたって、心も体もたくましく健康的な生活が送れるような生活習慣の基礎を培う教育を進めていきます。

「健康教育副読本」の作成・活用

保健主任・養護教諭の研修等の充実

養護教諭・栄養士と学級担任による協力的指導

#### (7) カウンセリング機能の充実

教育相談の充実

心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士等により、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピー等の心理的援助を行います。プライバシーに配慮しながら、相談機能の充実に努めます。また、来室相談を基本にカウンセリングを実施し、必要に応じ、教育相談員が保護者の希望・了解を得た上で、家庭訪問相談を行います。

学校訪問教育相談員等の派遣

小学校に学校訪問教育相談員やスクールピアを派遣し、児童の不適応行動等の早期発見、早期対応を図ります。また、教育相談員等を小中学校の研修会・事例検討会等に講師として派遣し、学校内の教育相談活動の支援の強化を図ります。

スクールカウンセラーの配置

中学校には、生徒、保護者、教員からの相談の充実を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置しています。最近、不登校や集団不適応などの課題が低年齢化してきていることから、早期発見・早期対応のために小学校にも配置するよう東京都に対して働きかけていきます。

教育相談機能のネットワーク化

教育相談課が中心となり相談機能のネットワーク化を推進し、学校や民生・児童委員など地域・関係機関と協力しながら、子どもや保護者に対して支援を行います。

#### (8) サポート体制の充実

暴力行為やいじめなどを含めた問題行動への予防・対応について、生活指導主任会等での情報交換を深めると共に、組織的な指導体制づくりについての指導・助言を行います。

また、望ましい生活習慣や人間関係づくりを目指した指導のあり方等についても研修を深めます。事例研究等に基づいて、問題行動を未然に防ぐためのマニュアルを作成します。出席停止措置の運用について、関係機関との連携を図りサポートチームを確立し、措置中の指導体制の充実を図ります。

#### (9) 体験学習の充実

姉妹都市・菅平少年自然の家などと連携したサマースクールや山村留学等の検討

移動教室の工夫（体験学習、周辺の自然・文化の活用）

移動教室のあり方について、普段できない体験活動や現地の自然・歴史についての学習等を一層充実させていきます。

### (10) 奉仕活動等の推進

学習活動に、介護施設や保育園への訪問活動などの社会体験や、校区内の清掃などの奉仕活動を積極的に取り入れ、体験的な学習活動を行うことにより心の教育の充実を図ります。

また、関係機関や地域の人材等と連携することにより、児童・生徒が主体的に取り組む奉仕活動を工夫し、人とかがわる体験を深め、豊かな心を育みます。

#### ふれあい給食の拡充

核家族化が進む中、高齢者とのふれあいの機会を設けることにより、その教育的意義に着目し、各学校が教育課程に位置付けて実施するようにしていきます。

## 〔 3 〕 特色ある学校づくりの推進

校長がリーダーシップを発揮し、子どもや保護者、地域が望む学校を創り上げていくための支援を行います。また、学校ごとに定めた教育目標を実現するためのさまざまな取り組みを公開し、保護者、地域と共に教育を進めていくようにします。

### (1) 特色ある学校を支援する人的配置

学校が特色ある教育活動を行えるように、少人数指導への人的配置、学生ボランティアの導入、地域教育協力者の活用を一層進め、支援していきます。特に、中学校運動部活動への外部指導者の参加拡大を図ります。

### (2) 特色ある教育課程の編成と実施

学校が、教育目標の達成を目指し、地域の人材や特色を生かした教育課程の編成・実施ができるように支援していきます。さらに、「学校経営計画」等の導入により、説明責任・結果責任を果たします。

#### 学校公開

児童・生徒の学習活動や教職員の研究活動を積極的に公開し、保護者・地域の人々の理解や協力を求めています。また、学校公開日一覧表を広報やホームページ等で紹介し、市民の関心を高め、参加を呼びかけていきます。

#### 地域教育協力者の積極的活用

学校が特色ある教育に応じて、積極的に地域の人材を学校教育で活用できるように、一層の充実を図っていきます。

### (3) 国際理解教育の推進

国際理解教育を一層推進し、わが国や諸外国の文化や伝統を尊重する心の育成、コミュニケーション能力の向上、人間理解の深化を図ります。そのために、在日外国人との交流活動や、海外経験のある保護者の活用、A L T（外国人英語指導補助員）を活用した小・中学校の英語活動の充実を図ります。インターネットの利用による海外との交流の機会などにより、意欲を喚起して国際理解教育を高めます。

### (4) 教育の情報化への対応

高度に発展した情報化社会に生きる子どもたちには、「自ら考え、学ぶ」ための情報収集・安全活用能力を身につけることが必要とされています。そのための教育環境の整備を含め、情報通信ネットワークを本格的に活用する教育の情報化を推進します。

### 学校におけるコンピュータ環境の整備

普通教室にコンピュータを整備し、普通教室、特別教室からもインターネット接続ができ、児童・生徒が情報を的確に収集・選択し、主体的に活用できるようコンピュータを活用した教育環境を整備します。小学校のパソコン教室においても、中学校と同様一人に1台の割合でパソコンを配備することを目指します。

### 教育情報通信ネットワークの整備

ブロードバンド（常時接続、高速化）に対応したセキュリティの確保や有害情報の排除等の機能を持つ教育情報センターを拠点として、教育委員会と学校や学校間でのネットワークを構築し、学校での高速インターネットの利用、情報の共有化、業務の効率化を進めます。教育情報センターには、情報教育専門員を配置し、教育用ソフトや、各学校で作成したデータ等を蓄積します。また、有益な情報を共有化すると共に、教育の情報化に主体的に対応する教職員の研修を実施します。

また、学校運営を支える文書管理・財務会計・備品管理システム等を、迅速かつ効率的に運用するために、事務室のコンピュータ環境も整備します。

### 個人情報の保護

児童・生徒の個人情報の保護および情報の適切な活用のために遵守すべき事項やモラルについて、教職員、児童・生徒の指導の徹底を図ります。

### 情報発信の整備

学校案内パンフレットやホームページを作成するなど、学校の教育目標や特色をわかりやすく紹介して、できるだけ学校の情報を発信できるように環境・体制を整備します。

### 教育用ソフトの充実

地域性のあるソフトの開発やコンテンツの活用を図る中で、教育用ソフトの充実を図ります。

## (5) 学校選択制の円滑なる実施

平成15年度に導入した小・中学校の新1年生について、保護者や子どもが指定された学校以外に希望する学校を選べる制度を引き続き推進します。そのために学校説明会やホームページ等を利用して、各学校の教育目標、教育方針、学校の特色などの情報提供を行います。

## (6) 長期休業中の児童・生徒に対する教育指導

長期休業中の教育指導のあり方を検討し、児童・生徒に対するさまざまな教育指導を工夫し、児童・生徒及び保護者の期待に応える個別指導や学習、文化、自然体験、スポーツ等の指導に努めます。

## (7) 中学校部活動の充実

中学校の運動部活動のほかに「校内スポーツクラブ」の設立を検討します。また、文化部活動についても外部指導員の協力を得るなどして一層の充実を図ります。

## (8) 学期制、休業日の検討

特色ある学校づくりを視野に入れつつ、また、家庭教育や社会教育との関連も考慮しながら、柔軟な教育課程が編成できるように学期制、休業日のあり方を検討します。

## (9) 小中一貫教育の検討

小学校と中学校の学習や生活指導などがスムーズに移行できるよう、小中一貫教育を検

討します。

#### 〔 4 〕 不登校児童・生徒への対応

不登校傾向にある児童・生徒に対しては、学校・保護者と密に連携を取りながら必要に応じて個に合わせたサポートを行います。

##### (1) 個に応じた支援

メンタルフレンド（サポーター）制度の検討

不登校傾向にある児童・生徒に対して学校生活への適応を図るためピアカウンセラー等を養成し、派遣することを検討します。

IT活用による指導

不登校から家に引きこもり傾向にある児童・生徒の家庭にパソコンを貸し出し、家庭や学校での心の安定を目指す中で、学習の支援や社会生活適応を促していきます。

フリー教室設置の検討

学校内に講師を派遣し、不登校傾向にある児童・生徒に対し、一人ひとりの個性に応じた得意分野（図工、手芸、パソコン等）の学習支援を行いながら、出席できる教科には出席できるようにして、完全な不登校になるのを防いでいくようなフリー教室を検討していきます。

##### (2) 社会的自立への支援

スキップ教室（適応指導教室）の充実

いじめ、心理的な理由等により、不登校の児童・生徒を対象にしたスキップ教室の整備充実に努めます。スキップ教室にパソコンを設置し、学校ネットワークに参加し、在籍学校とのつながりを深めながら個に応じた学習支援を行い、学校生活復帰を目指します。

体験活動の検討

不登校の児童・生徒の集団適応のため、体験活動を充実していきます。

#### 〔 5 〕 心身障害教育の充実

近年の社会のノーマライゼーションの進展や児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化の進行、通常学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童・生徒への対応等、障害のある児童・生徒の教育をめぐる状況は大きく変化してきており、国や東京都においても障害児教育のあり方について新たな検討を始めています。

市においては、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズに応え、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人一人の能力や可能性を最大限に伸長する多様な支援教育を展開するよう努めます。また、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、教職員の研修や外部機関との連携の推進により、学校の専門性と教員の資質・専門性の向上を図ります。

障害のある児童・生徒への教育については、小・中学校に知的障害、情緒障害の心身障害学級を設置し、また、通常学級に通う心身に軽度の障害のある児童を対象とした情緒障害・言語障害の通級指導学級の開設などを行い、障害児学級の充実や指導の充実に努めています。

就学相談については、早期から障害児の相談を受けると共に、就学相談を適切に進められるよう、子どもの発達支援センター、幼児施設など関係機関とのより一層の協力・連携を図ります。

## 〔 6 〕 学校経営改革の推進

今日の社会情勢を踏まえながら、校長が独自性を発揮した学校づくりができる体制を整えていきます。

### (1) 学校の自主性、自律性の確立

学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の取り組みを進めるため、それに応じた予算の配分や実績による配当等を行い、各学校の自主性、自律性を高めていきます。また、「学校経営計画」等を確立し、教育活動の目標に対して数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題についての市民への公表方法について検討します。

### (2) 学校組織の活性化と教職員の資質能力の向上

学校教育活動の組織的な取り組み

校長・教頭・主幹等を中心として一層組織的に学校を運営し、学習指導や生活指導、進路指導等における多様な課題や保護者からの相談や苦情に対して、迅速かつ的確に対応できるようにします。

人事考課制度を活用した教職員の資質の向上・能力開発

教職員の人事考課制度の趣旨を生かし、自己申告や業績評価、10年経験者研修の実施、キャリアプランの作成等により、教員の一層の資質・能力の向上を図ります。

次代を担う人材の育成

学校の教育力向上のため、校長・教頭・主幹を中心に、年齢や在籍年数にとらわれず、能力や意欲のある主任、次代の学校経営を担える人材の発掘と育成に努めます。

研修・研究体制の充実

研究指定校等の研究奨励事業を通じて、学校の組織的な校内研究・研修の充実を一層図ります。また、教員の育成を推進し、教育委員会及び東京都教職員研修センターが行う研修等への参加や、体験を伴う研修等を取り入れるなど、内容を充実させ、情報化や国際化に対応できるよう指導力の向上や、公務員としての自覚の高揚を図っていきます

### (3) 地域との連携による安全確保の推進

登下校時を含めた児童・生徒の安全・安心な環境確保を図るため、学校・家庭・地域及び警察との連携を図り、防犯及び災害時の体制強化を推進します。

防犯体制の強化

学校の敷地内・外の警備の巡回強化や防犯マニュアル等の整備を図ります。また、保護者・育成会・地域等との協力による市民パトロールの巡回や、セーフティ教室の実施、児童・生徒の登・下校時の安全を図るための防犯ブザーの配布など、今後も安全管理体制を一層充実させていきます。

災害時の体制を強化

東京都及び市の地域防災計画との整合を図りつつ、学校ごとの防災計画を充実させると共に、校内の避難訓練を定期的に行う中で子どもたちの災害に対する意識を高めていきます。

#### 不審者情報ホットラインの充実

現在、地域の方からの通報により市内に不審者を発見した場合、教育委員会から児童青少年部へ情報を伝達し、市内の児童館・学童クラブ・保育園・幼稚園への連絡を行っていますが、今後は隣接する区市とのネットワークの充実を検討します。

#### リアルタイムの情報発信の検討

警察や市の関係各課との連携を図り、生活安全情報メールマガジン・緊急情報の携帯電話へのメール配信等を検討します。

#### (4) 地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実

全小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を一層充実させます。特に、学校経営を地域に開き、市民感覚に則った意見等を聴取し、学校に対する評価や提言を積極的に取り入れ、学校を活性化できるようにします。

#### (5) 学校訪問監査の実施

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導に係る指導要録等についての監査的訪問を定期的に行い、服務等の適正化を図っていきます。また、学校配当予算等についても、適正な執行を管理していきます。

#### (6) 公費、私費負担の見直し

義務教育学校運営費標準に基づき、公費で負担すべきものと私費で負担すべきものを見直し、私費・公費の適正化を図ります。

### 〔 7 〕 学習環境等の整備

学校は、児童・生徒にとって学びの場であり、人間形成を育む生活の場でもあります。また、地域住民にとっては、地域の中心的な役割も持っています。したがって、施設の安全確保と学習環境の改善を重点に整備を進めます。

#### (1) 特色ある、人に優しい学校施設

地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。

##### 余裕教室の活用

少人数指導に伴う小集団学習室の設置や社会・英語科等、教科教室の特色化に伴う教室の確保等を念頭に置きつつ、余裕教室の一目的一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。

また、学校は市民の共有財産という観点から、学校施設・機能を地域の住民が活用できるようにしていきます。他の公共施設としての活用を推進するため、特別教室、多目的教室等を市民開放施設として整備を図っていきます。

##### 地域が共同で使用できるスペースの確保（展示場、図書館等）

エレベーター、スロープ、手すり、障害者用トイレ等の設備によるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用を推進

#### (2) 老朽校舎等の建替え及び改修

快適な教育環境を確保するために老朽化した校舎・体育館については、適正規模・適正配置をにらみつつ計画的に建替えを推進し、改修については、順次大規模改修を実施していきます。



また、実施する際には、化学物質の発生がない、もしくは少ない建材の採用及び換気設備の設置等について配慮する計画・設計を行います。

#### 大規模改修の推進

小学校 5 校、中学校 3 校の大規模改修を順次行います。

#### エアコン設備等の計画的配置

教育環境の改善のため特別教室から順次設置します。普通教室については、扇風機の設置を進めます。

#### トイレの改修

明るく快適に使用できるよう改修計画をたて、改善を図っていきます。

### (3) 校舎等の耐震補強化

校舎の安全を確保するために、耐震診断に基づく耐震補強工事を順次実施します。小学校は、平成 15 年度で全て完了しました。中学校については平成 17 年度で全て完了する予定です。

### (4) エコ・スクール化の推進

地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、子ども達が環境への影響を考えた生活を身につけられるように屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ、雨水の利用（トイレの給水、校庭散水等）、給湯・発電等の太陽熱利用、学校の森（校庭の一部に緑の林を設置し、多目的に活用できるポケットパークの森）の創造などの推進を図ります。

### (5) 給食環境の整備

#### ランチルームの整備

平成 15 年度中にすべての小学校で、給食の食器をアルマイトから強化磁器食器に改善しました。給食環境の改善を図るため、順次、小学校にランチルームを整備します。

#### 民間委託の拡大

小学校の給食調理業務については、多様な献立にも対応でき、子どもたちの評判も良く、かつ効率的な運用ができ、また、経済効果の高い民間委託を引き続き拡充していきます。

#### 中学校給食の検討

中学校の給食については自宅からの弁当を基本としますが、弁当を持参できない生徒を対象に、希望すれば当日でも予約が可能な「弁当外注方式」を検証しつつ、今後も検討していきます。

### (6) 学校図書館の整備

各学校図書館にパソコンを設置し、インターネットを通して公立図書館等の蔵書の検索等ができる環境を整備します。また、コンピュータによる学校図書館管理システムを導入し、図書検索や、貸し出し、返却など図書管理の効率化を図ると共に、司書教諭と学校図書館専門員との連携などにより、子どもたちの利用しやすい学校図書館を目指します。

### (7) 学校の適正規模・適正配置の早期検討

市内の児童・生徒数、国や都の少人数学級への動向を踏まえ、市立小・中学校の適正規模、適正配置の調査・検討を行います。

## 2 人間性を豊かに、生きがいに満ちた地域づくり

学習活動、芸術文化活動、体育・スポーツ・レクリエーション活動等、地域社会における社会教育活動の場と機会の充実を図り、市民が心のふれあいを深め、人間性を豊かに、生きがいに満ちた生活を営む地域づくりを目指します。

### 〔1〕 社会教育の特色を生かした青少年教育（中・高校生）への支援

社会の変化が激しい現代において、青少年がそれぞれの帰属する社会の仕組みに対応しながら、西東京市の地域社会の一員であるという自覚と、豊かな人間性を育むことを目指した青少年教育事業の充実を図ります。

社会教育においては、地域住民が青少年と共に活動に参加したり、親子での参加や、異年齢での参加事業など、特色を生かしたこれらの体験活動の企画、実施やその奨励に努めます。また、姉妹都市との自然体験交流など、活動の場と機会の提供・確保と共に、その指導者の育成も図ります。

#### （1） 青少年自身の課題解決支援事業

青少年の発達段階やライフサイクルに応じた課題解決に対応する学習機会を充実することにより、青少年が多様な価値観に触れ、豊かな内面と自己解決能力を高めるような事業の展開を図ります。

#### （2） 地域社会形成者としての学びの支援事業への取り組み

ボランティア活動や多様な体験活動を通じて地域社会の一員としての自覚を促し、社会の中でたくましく生きていく力や自立性・社会性を育むような事業の充実を図ります。

#### （3） 青少年の居場所づくり

地域の公民館・図書館、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）、公園などの公共施設を活用して、青少年が語らいや交流、多様な活動を通じて成長できるように空間と出会いの場づくりを目指します。

#### （4） 学校教育との連携

学校学習内容と社会教育活動が相互に生かされ、学習した内容を具体的に体験したり、深化させることができる事業展開を図るため、学校教育との連携を図ります。

地域生涯学習事業を実施する中で、学校施設の利用状況や市民の活動情報の共有化など、学校との連携を一層はかります。

#### （5） 青少年活動団体の育成

青少年が自分の興味・関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、地域や学校と連携を取り、青少年活動団体の活性化を支援します。

#### （6） 地域活動への支援

青少年と地域とのつながりを深め地域での子育て意識を高めるため、青少年が参加・参画できるような地域活動への支援を促進します。

#### （7） 青少年活動指導者の育成

青少年活動指導者は、青少年の心と体の発達を支援する人材であるという観点に立ち、その役割を明確にして必要な資質を身に付けるため、継続的な養成、育成を図り、その資質の向上にも努めます。

## 〔 2 〕 家庭教育への支援

高度経済成長以来、日本の家庭は大きく変化してきました。核家族化とあふれる情報の中では、各家庭での子育ての方向性も見失いがちの状況にあります。また、子育てをしていく中で、ネグレクトなど児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどの社会問題も起きています。こういった家庭教育をめぐる状況の変化を踏まえ、従前の家庭教育観にとらわれることなく、親自身が家庭教育の主体者として取り組めるよう、学習活動などを通じて家庭教育を支援していきます。

社会教育・生涯学習の観点から、児童青少年部策定の『子育て支援計画』と連携を図りながら支援体制を強化させていくと共に、教育相談課や子ども家庭支援センター、児童相談所などの機関とも連携を密にして青少年事業を推進していきます。

### (1) 子育てに関する学習機会の充実

個々の家庭での教育力を高めるため、子育ての講座や子育てに関する相談など機会の充実に努めます。

### (2) 親子ふれあい事業の充実

親子のふれあいを通じて、子育ての喜びを味わえる事業に取り組みます。

### (3) 子育て活動団体の育成・支援

子育ての喜びを共有する仲間づくりと「地域で、みんなで子育て」の意識づくりとを目指して公民館保育室を活用しながら交流を図り、子育て活動団体のネットワークづくりや活性化を図ります。

### (4) 地域における教育力の構築

子どもはそれぞれの家庭にとってだけでなく、西東京市の、社会全体の宝であり、教育は本来、親、当人、社会全体が共同して行うものです。

子育てについての情報交換や交流活動を通じて、地域で支える子育て支援のネットワークづくりを進めます。

#### 「心の東京革命」の一層の推進

東京都の「『心の東京革命』教育推進プラン」を考慮し、「心の東京革命」地域アドバイザーの活動や、地域で実施されている子育てに関する自主事業などへの支援に努めます。

#### プレイリーダーの育成

全庁的な人材育成をテーマとして、関係部課との十分な連携を取り、子どものリーダー育成と活用の場の提供に努めます。

### (5) 児童虐待への対応

専門家などによる『子どもの権利条約』など、人権学習を含めた学習機会の充実に虐待の防止に努め、豊かな親子関係の創造と健全な育成に努める地域づくりを進めます。

また、子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関とネットワークを組み、児童虐待に迅速・有効に対応できる仕組みづくりに協力します。

## 〔 3 〕 市民の多様な学びを支える社会教育の充実

市民の自主的、創造的な学習要求及び文化活動、体育・スポーツ活動、レクリエーション活動などの要求に応え、多様な社会教育事業の充実に努めます。

市民一人ひとりの社会教育活動に対する関心をさらに高め、市民交流の活性化を図りなが

ら、地域づくりの原動力となる主権者・自治の主体としての市民、豊かな生活を担う教養ある市民の自己形成を支援していきます。

社会教育法の改正による新たな社会教育の分野としての「子育て支援」や「家庭教育の向上」「奉仕活動」「自然体験活動」など各種活動を推進していく上で、学校教育と社会教育との連携を図ります。

#### (1) 公民館事業の新たな展開

地域に密着した「学び合いの場」を提供し、市民主体のまちづくりにつなげていく参画・体験型学習に積極的に取り組んでいきます。

公民館の体制、制度の見直し

行財政改革大綱で示された土・日の事業展開、公民館の管理・運営の民間委託について、積極的に民間のノウハウを導入し、活用を推進します。

受益者負担に基づく施設使用料や時間帯の見直しの検討

#### (2) 図書館事業の充実

子どもの読書活動推進計画の策定

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないという観点から、積極的に環境の整備を推進するために計画を策定します。

絵本と子育て事業（ブックスタート）の推進

IT時代に即応したインターネットを活用する更なるサービスの充実と展開

市民が、自由に選択できる質的、数的な図書資料の充実が最優先ですが、視聴覚資料（CD・DVDなど）の充実にも努めていきます。

IT施設設備の改修・整備

事業・業務の民間委託

公民館と同じように、行財政改革大綱で示された、民間のノウハウを導入・活用した事業・業務の民間委託および市民嘱託員制度による人材活用を図ります。

#### (3) 青少年にシフトした社会教育事業の展開

西東京市の未来を担う青少年が、精神的、社会的に自立した人間として健やかに育つことをすべての市民は願っています。そのために、青少年の主体性を尊重した青少年対象事業の充実を図ります。

また、民間のノウハウを活用し、公民館、図書館を利用した家庭教育の向上、体験を伴うさまざまな事業に取り組めます。

#### (4) 質的に高い文化の創造

市民の文化活動に対して活動・発表の機会を提供し、地域の文化・伝統の継承を図ると共に、市民相互交流による切磋琢磨により、質の高い文化の創造を目指し、活気ある地域文化活動の充実を図ります。

(仮称)文化振興計画の策定について市長部局との協議

市民文化祭の充実

姉妹都市・友好都市（下郷町・須玉町・勝浦市）との文化交流

## 〔 4 〕 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実

市民がスポーツ・レクリエーション活動を通じて心身の健康の維持と生きがいにも通じる楽しさを味わい、地域の人々との交流を深め、より豊かな社会生活を過ごせるよう、諸条件の整備に努めます。

### (1) 生涯スポーツ環境の整備

市民が、生涯にわたって、健康で活力ある生活を送るために、地域や日常生活の中で各種スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、環境整備を進めます。

文化・スポーツ振興財団や体育協会などと連携を取りながら、西東京市全体のスポーツの振興を図っていきます。体育施設の管理運営については、文化・スポーツ振興財団を活用し、施設の効率的な運営と新たな各種事業の展開を目指します。

また、現状の体育施設の料金体系や使用時間帯についても、早急な見直しを図ります。

スポーツ振興計画の策定

市のスポーツ振興のための計画目標、施策、課題や方向性、文化・スポーツ振興財団や体育協会など関係団体との役割、機能を明らかにし、地域の市民ニーズを正しく把握し、実情実態に即した中・長期的かつ総合的な視点からの計画を策定します。

高齢者・障害者のスポーツ活動の確保と展開

地域スポーツの振興策

総合型地域スポーツクラブの設立と広域スポーツセンターとの連携の検討

### (2) スポーツ団体・指導者の育成

市民が主体的、継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ団体や指導者の育成に努めます。

体育指導委員の資質の向上

文化・スポーツ振興財団・体育協会などによるリーダー養成教室との連携協力

### (3) 新たなスポーツ活動への取り組み

すべての市民が、自分に合ったスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、新しいスポーツの導入、普及に努めます。

ニュースポーツの普及

体育協会に加盟している競技団体とは別に、地域の活動を中心としたニュースポーツ的なスポーツ団体についても、体育協会の地域の指導者や体育指導委員を中心に育成に努めます。

また、青少年の健全育成、週5日制に対応して、地域のスポーツの振興を目指した体育協会の各種競技団体が実施するスポーツ教室についても、場の確保や日程の確保を図りながら充実・拡充を図ります。

姉妹都市・友好都市（下郷町・須玉町・勝浦市）とのスポーツ交流

予定されている東京国体（平成25年度）に向けての体制の検討

## 〔 5 〕 地域を掘り起こし故郷を見直す文化財保護の推進

文化財や伝統文化を尊重し、暮らしに結びついた個性豊かな地域文化の創造を目指します。

### (1) 文化財資料の収集、整理と活用

郷土の歴史・西東京市の文化伝統への理解と愛着を深めるため、遺跡からの出土品や、民具農具などの市内の文化財資料の収集、整理、公開に努めます。また、文化財行政推進の体

制づくりを検討します。

遺物、民具の整理、特別展示会の開催

数多く出土している遺物や西東京市の先人達が使用した民具の整備についても、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）への郷土資料室の設置と併せて充実を図り、公開していきます。

南入経塚（みなみいりきょうづか）の調査への協力

保谷・調布線（都市計画道路 3-2-6）の施工に伴う、住吉町 5 丁目の南入経塚の調査に協力します。

## （2）文化財の調査・保護

各種文化財の調査活動、保存、管理、展示、発表、伝承活動などの推進を図ります。

文化財の復元

旧田無村の穀櫃（こくびつ）の復元に向けての調査研究を進めます。

下野谷（したのや）遺跡の保存に向けての調査研究

下野谷遺跡の保存に向けて、財政措置も含めて計画化を図ります。その中で跡地の活用についても研究を進めます。

## （3）文化財に親しむ機会の拡充

文化財に関する資料作成や講座などの実施により、郷土への理解、文化財保護への意識を高めます。

子どものための文化財教室の開催

文化財マップ、カードの作成

文化財ウィークへの取り組み

# 〔 6 〕 生涯学習環境の整備

「いつでも」「どこでも」「だれでも」できる学習が生涯学習であり、市民一人ひとりが生涯にわたって、「よりよく生きるために学ぶ」という自らの要求に根ざした学びが続けられるよう、学習環境の整備に努めます。

## （1）生涯学習の推進・支援体制の整備

市民の学習を総合的・全庁的に支援するための推進体制の充実を図ります。

生涯学習推進計画の取り組み

全庁的、体系的に取り組むため、市長部局とも連携を取りながら、計画を実行します。

生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点整備

多様な生涯学習活動を市民が主体的、日常的に展開できるよう、公共施設などを活用した市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点の整備を進めます。

（仮称）地域学習活動センターの設置

学校を地域の生涯学習の拠点と位置付け、市民参加の運営協議会を各学校に設置し、学校施設や地域の人材などを活用しながら学習・文化・スポーツ、体験事業などに取り組みます。

## （2）生涯学習情報システムの構築

全庁的に体系化された生涯学習情報システムを構築し、ITを活用した市民への情報提供に努めます。

生涯学習ガイドブックの作成

市民の学習ニーズを喚起し、市民の生涯学習活動の活性化を図るため、団体情報、施設情報、事業情報などの生涯学習関連情報をまとめたガイドブックを作成します。

ITを活用した生涯学習情報システムの検討

リアルタイム的確な情報の提供を図るため、インターネットなどを活用した生涯学習情報の広域的な収集・提供システムの検討を進めます

### (3) 人材活用制度の拡充

自分が学んだことや能力を、他者や地域に生かすためのコーディネートするしくみや体制づくりを進めます。

生涯学習人材情報の整備、活用

文化・スポーツなどのさまざまな分野での専門的知識や技能を持つ地域人材情報を把握し、学校や地域、各団体に積極的に活用できるような仕組みづくりを進めます。

人材の発掘

市内の各分野の専門家の発掘とその活用に努めます。また、武蔵野大学や早稲田大学など地域の高等教育機関からの人材活用についても検討します。

### (4) まちづくりに関する学びへの支援

市民が自分たちの住むまちを愛し、主体的にまちづくりに関われるよう学習機会の充実を図ります。

また、「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」の総合的な推進への転換を図り、これまでの学習成果が生かされるような仕組みづくりを検討していきます。

武蔵野大学との連携

平成14年5月に、西東京市と武蔵野大学とで地域のまちづくりを進めていくために締結した協定に基づき、同大学の実施する市民講座への市民参加や同大学の教授陣の協力による、教育委員会の各種施設での文化・スポーツ事業の実施に努めます。

市内の高校との連携

市内の都立学校や私立高校との連携を図り、公開講座への企画の協力や講座への積極的な出席の方策を検討します。

早稲田大学、東京大学との連携

## 〔7〕 学習・文化・スポーツ活動を支える基盤の整備

情報化を中心とする技術革新と高齢化が進行する21世紀は、ますます市民の多様な学習要求が進むものと思われます。そのため、公民館、図書館、文化・スポーツ施設などの社会教育施設の整備を進めます。

公共施設の適正配置の検討を進めると共に統廃合による施設転用、市民のコミュニティの拠点確保も含めて、施設の有効活用を図ります。

また、これらの中で学習・文化・スポーツ施設全体について、受益者負担の考えに基づいた料金体系や時間帯の見直しを行います。

### (1) 公民館施設の整備

社会教育施設の中でも、市民の生涯学習活動の拠点となる公民館は、地域の学習の場、つながりの場としての機能が期待されています。

公共施設の適正配置の検討の中で公民館の配置を見直します。同時に、地域学習情報提供の拠点整備や、地域コミュニティの構築や再生のための条件整備の充実を図ります。

## (2) 図書館施設の整備

公共施設の適正配置の検討の中で現行図書館の配置を見直すと共に、高度多様化する市民のニーズに対応できるサービスの推進を図るため、中央図書館建設も早期に検討します。

中央図書館建設の検討

既存施設のリニューアル

## (3) 文化施設の整備

市民の文化活動の活性化を図るため、発表、交流の場の整備を図ります。また、貴重な文化財を保護し、後世に継承していくことを基本に、市民の学習活動や文化活動、展示などに活用できるよう文化施設の充実を図ります。

西原総合教育施設へ郷土資料室を設置

伝統文化センターの設置の検討

## (4) 青少年教育施設の整備

青少年の多様な活動を支援するため、青少年教育施設である菅平少年自然の家の施設整備と改修を図ります。

菅平少年自然の家の年次別計画的改修と運営方法の検討

菅平少年自然の家の施設整備については、学校教育とも連携を取りながら、当面の使用に対して年次計画を立て、施設の補修整備に努めます。また、管理運営についても、そのあり方について見直します。

## (5) スポーツ施設の整備

新たな施設整備および既存施設の一層の機能充実や活用を図り、市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えられるよう、施設整備を進めます。また、今後、体育施設の管理運営については、統一的に文化・スポーツ振興財団を活用することに伴い、スポーツ振興を支援する立場から、施設整備についても、文化・スポーツ振興財団と十分な連携を図っていきます。

ひばりが丘団地建替えに伴うグラウンドの整備

ひばりが丘団地の建替えに伴い、西東京市と都市整備公団との協定に基づき、団地の中のスポーツ施設については、公団が整備を図り、西東京市が管理をしていくことになっています。これらのことから、現在の団地内のグラウンドを夜間照明のついたサッカー場、野球場、テニスコートなどや地区体育館や会議室などを含めた複合施設の確保に努めていきます。

市体育館の建替え

予定されている東京国体（平成 25 年度）に向けての環境整備の検討

## (6) 学校施設・民間施設の活用

地域社会の教育力を高めるためにも、地域住民の生活に身近で、多くの学習機能を備えている学校や民間施設など、地域社会にある既存の施設を積極的、多面的に活用していきます。

学校施設開放事業の見直し

施設開放事業の遊び場開放事業については、土・日や平日の開放の時間帯設定などにつ



いても、制度をわかりやすく、利用しやすい統一した制度への整備を早急に図ります。

校庭、体育館のほか、特別教室など施設開放の拡充

企業、都立高校、大学などのスポーツ・文化施設の活用

武蔵野大学や早稲田大学、市内各種企業の文化・スポーツ施設が利用できるよう関係機関に働きかけていきます。